

各私立専修学校・各種学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく国の緊急事態宣言を受け、令和2年4月7日付け及び令和2年4月13日付けで、令和2年5月6日までの臨時休業を要請いたしましたが、本県の新型コロナウイルスの感染状況は、依然として増加傾向にあり予断を許さない状況が続いております。

現時点では、国の緊急事態宣言の継続あるいは解除について明確になっておりませんが、大型連休を迎えるため、県としては、いち早く休業等についての方針を示すことが必要と考えます。

このため、県立学校に対しては、休業期間を延長し、令和2年5月31日（日）までとするなど必要な措置を講じることとしました。また市町村立学校についても、各市町村教育委員会に対して同様に必要な措置を講じるよう要請しました。

については、高等課程を置く専修学校、各種学校のうち幼稚園・小・中・高等学校の課程に類する課程を置く学校、施設の延べ床面積が1,000平方メートルを超える専門課程又は一般課程を置く専修学校及び上記以外の各種学校におかれましては、本県における徹底した感染拡大防止対策を図るため、令和2年5月31日（日）まで臨時休業にするなど、必要な措置を講じるよう要請をいたします。

また、延べ床面積が1,000平方メートル以下の専門課程又は一般課程を置く専修学校及び各種学校におかれましても、同様の措置を講ずるなど、引き続き感染拡大防止対策に必要な措置を講じるようお願いいたします。

なお、今後の国の動向等により変更がある場合には、改めて通知します。

<参考>第13回新型コロナウイルス対策本部会議資料

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/documents/200428-0702.pdf>

総務部学事課  
専修・各種学校担当  
電話 048-830-2562